

県北広域振興局長告示第38号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、浄法寺町土地改良区（二戸市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年6月29日

県北広域振興局長 松岡 博

1 就任

理事

田山英二 二戸市浄法寺町中前田66番地イ
芳本勝典 " " 里代6番地

2 退任

理事

樋口正夫 二戸市浄法寺町岩淵38番地
田口満像 " " ウト坂15番地1
泉山義夫 " " 清水尻29番地